別紙第11号様式(第7条第4項関係)

文書番号

令和　　年　　月　　日

法人文書開示実施手数料減額・免除決定通知書

　(開示請求者)　殿

国立大学法人金沢大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(公印省略)

　令和　　年　　月　　日付けで申請のありました開示実施手数料減額・免除の申請については，次のとおり決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 1　対象となる法人文書の名称又は内容 | 　 |
| 2　開示の実施の方法 | 　 |
| 3　決定内容 | 減額　(□　有り，　□　なし)免除　(□　有り，　□　なし) |
| 減額又は免除しない理由 |
| 4　開示実施手数料 | 　　　　　　　円 |
| 5　問合せ先 | 国立大学法人金沢大学総務部総務課(担当：　　　　　　　　　)電話(　　　　　)　　　　― |
| 6　備考 | 　 |
| 　この決定に不服があるときは，行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，国立大学法人金沢大学に対して審査請求をすることができます。　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により，この決定があったことを知った日から6か月以内に，国立大学法人金沢大学を被告として，同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，決定があったことを知った日から6か月以内であっても，決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。） |

注1)　開示の実施を受ける場合には，上記4の開示実施手数料が必要です。

　2)　開示実施手数料は，国立大学法人金沢大学が指定する銀行口座(北陸銀行小立野支店，普通預金，口座番号：5040350，口座名義：国立大学法人金沢大学　その他収入口)に直接振込みの上，振込みしたことを証するもの(電子媒体可)をこの通知書に添付して提出してください。ただし，北陸銀行本支店以外の銀行から当該指定銀行口座に振込み又は振替される場合には，別途，手数料が必要となります。なお，国立大学法人金沢大学の担当窓口において，直接現金で支払うこともできます。